

電子入札約款

(目的)

第1条 白子町の発注に係る建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借の契約に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び白子町財務規則（昭和60年規則第4号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者又は指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、公告又は通知書に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、白子町入札参加資格者審査に申請した代表者又は代理人とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。なお、電子入札システムによる提出が困難な場合は、紙様式により入札辞退届を入札執行課に提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができるものとする。

2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

- 3 指名競争入札において初回の入札又は再度入札の参加者が一者の場合は、特別な事情がない限り、当該入札の執行を取りやめるものとする。

(開札)

第6条 入札執行者は、公告又は通知書に示した日時及び場所において、電子入札システムにより開札を行うものとする。

- 2 入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。なお、復代理人が立ち会う場合は、委任状を立ち会い時に提出するものとする。

- 3 開札に際して、入札参加者に立ち会い希望者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(無効となる入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (3) 必要事項を欠く入札
- (4) 明らかに連合であると認められる入札
- (5) 電子証明書を不正に使用した入札
- (6) 開札日までに有効期限が切れるICカードを用いてした入札
- (7) 入札金額内訳書を提出することが条件の入札の場合において、入札金額内訳書の提出がない又は入札金額内訳書に重大な不備のある者のした入札
- (8) 入札金額内訳書を提出することが条件の入札の場合において、入札書の記載金額と入札内訳書の合計金額が異なる入札
- (9) 最低制限価格を設けた場合、最低制限価格を下回る金額の入札
- (10) 一般競争入札（総合評価方式）において、資料等の提出がない又は資料等に重大な不備のある者のした入札
- (11) 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札
 - ア 記名押印を欠く入札
 - イ 金額を訂正した入札
 - ウ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 建設工事又は製造の請負に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 委託業務及び工事用材料の買入れに係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格又は同評価値の入札者が2人以上ある場合の落札者等の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。ただし、電子入札システムの仕様等により電子くじを実施できないときは、当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、前2条に定める落札者がいないときは、電子入札システムにより入札執行者が指定する日時において再度の入札を行うものとする。

2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として2回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定の日(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第12号)第2条に該当する建設工事又は製造の請負に係る契約については議会の議決のあった日)から7日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第12条 建設工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特に必要がないと認めるときは、この限りではない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等
についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(電磁的な記録を使用した通知等)

第14条 この約款に規定する公告、通知、図面及び仕様書等は、電磁的な記録を使用し
た方法によることができるものとする。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。